



平成 29 年 9 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ィ ッ ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鈴 江 崇 文
(コード番号：1436)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 尾 崎 昌 宏
(03-5778-9436)

平成 30 年 4 月 期 第 1 四 半 決 算 補 足 説 明 資 料 第 1 四 半 期 業 績 進 捗 の 傾 向 と 通 期 業 績 予 想 に 関 して

当社の平成 30 年 4 月 期（平成 29 年 5 月 1 日～平成 30 年 4 月 30 日）における、第 1 四半期の業績の進捗に関しまして、下記のとおりご報告させていただきます。

記

1. 当第 1 四半期の業績予想の進捗に関して

当第 1 四半期累計期間業績は、売上高が 775, 281 千円（前第 1 四半期累計期間 1, 122, 740 千円）、経常損失は 78, 431 千円（前第 1 四半期累計期間経常利益 40, 498 千円）、の減収減益となりました。

減収減益の主な要因は、本日発表いたしました平成 30 年 4 月 期 第 1 四 半 決 算 短 信 に お いて、「平成 29 年 4 月に施行された改正 FIT 法の影響により、コンパクトソーラー発電所（小型太陽光発電施設）の着工スケジュールの変更等を実施した影響により、お客様への引渡し並びに系統連系のスケジュールに変更等が生じております。」と記載しておりますが、詳細は以下となり補足説明をさせていただきます。

①新制度での新規認定制度申請等における審査の遅れ

当初計画におきましては、経済産業省の外局である資源エネルギー庁より、新制度による申請書類の標準処理期間は 1～2 カ月と発表があり、当社としましては、新規認定制度申請提出後、系統連系まで 3～4 ヶ月を想定しておりました。

平成 29 年 6 月資源エネルギー庁より、新制度になり、申請項目や必要書類が増加したこと、電子申請システムを刷新したことで、1 件あたりの審査時間の長期化、申請不備率の大幅な上昇により、審査期間が大幅に長期化している旨の発表がありました。

それに伴い、当第 1 四半期に売上計上予定の約 5 億円が未計上となりました。

②新制度対応に伴う説明会の実施

新制度移行に伴い、改正 FIT 法施行日の前日（平成 29 年 3 月 31 日）までに既に接続契約締結済み（発電開始済みを含む）の案件については、新認定制度による認定を受けたものとみなし、このような「みなし認定」案件については、全設備について、新制度での認定を受けたものとみなされた日から 6 ヶ月以内（平成 29 年 9 月 30 日迄）に、事業計画の提出が必要との旧認定取得者に対する経過措置が発表されました。

該当する当社の顧客約 560 名に対して、みなし認定制度に関する説明会及び申請書類等の記入方法の説明会を 5 月以降開催したことにより、当社営業活動のリソースの大幅低下に繋がりました。

2. 通期業績予想に関して

以上のような理由から、当第1四半期累計期間業績は減収減益となりましたが、今後は資源エネルギー庁の審査期間の遅れも解消され系統連系も順次実施される見込みであり、通期業績予想につきましては、平成29年6月9日公表の予想から修正はありません。

以 上